

- 山村振興法の早期制定に関する請願(第二一九八号)
- 農作業中における傷害事故保障制度の確立に関する請願(第二一九九号)
- レモンの抜打ち自由化取消しに関する請願(第二二〇六三号)(第二二〇六七号)(第二二〇六九号)(第二二〇七一号)(第二二〇七五号)
- 鹿児島県五反田川の防災ダム建設促進に関する請願(第二二〇四号)
- 昭和三十九年産たねの基準価格に関する請願(第二二〇一七号)
- 大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十九年産たねの基準価格引上げに関する請願(第二二〇四二号)(第二二〇五〇号)(第二二〇七四号)(第二二〇八六号)(第二二〇九六号)(第二二〇八一号)(第二二〇八二号)(第二二〇九八号)
- 果樹共済制度の早期実施に関する請願(第二二〇八八号)
- 食糧自給政策の確立強化に関する請願(第二二〇八四号)
- 食糧自給政策確立等に関する請願(第三二二九号)(第三二二二二号)(第三二二四号)
- 生産者米価算定方式の確立に関する請願(第二二八八五号)
- 昭和三十九年産生産者米価並びに食糧自給政策確立に関する請願(第二二九〇五号)(第二二九六三三号)
- 米穀政策及び米価算定方式確立に関する請願(第二二九六二二号)(第三一九七号)(第三二二〇号)
- 米穀自給政策確立に関する請願(第三一九三三三号)(第三一九三三三号)
- 昭和三十九年産基本米価算定に関する請願(第三二〇二二号)(第三二一一一七号)

○昭和三十九年産米価決定等に関する請願(第三二二七号)

○放魚祭ならびに水産資源保護全回運動に関する請願(第三二〇五五号)

○食料品総合小売市場管理会法案反対等に関する請願(第三二三八号)

○継続審査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を開きます。

漁業災害補償法案を議題とし、質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は、御発言を願います。

○小宮市太郎君 だんだん時間もたちましたので、審議に協力いたすつもりでありますから、できるだけひとつ簡潔に、時間をとらないで御質問を申し上げますから、ひとつ簡潔でけっこうですからお答え願います。

まず、私がお聞きしたいと思っておりますことは、今日経営が零細である上に、漁業技術をはじめ、資本、労働力の質などが低劣でございまして、お互いにそういうものがからみ合って、沿岸漁業の生産性の向上を妨げているんじゃないかと、で、その近代化をはばんでいくというつもりでございまして、こういうふうにお聞きするんですが、沿岸漁業振興法をおつくりになる、また漁業白書を発表になる、あるいは中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案をお出しになる、今度はまた漁業災害補償法をお出しになる、けっこうだとういうふうに思っているんですが、しかし、どうも私たちがいろいろ見ていると、かけ声はなかなかいろいろな点で出ているのだけ

れども、問題は、昨日も申し上げましたように、政府の積極的な熱意の点ではないかと、こういうふうに私は思っています。

そこで、生産性の高い漁業への転換とか、あるいは漁場利用の関係の改善、近代化設備の導入、こういうものを通じて、沿岸漁業の近代化をはかりたいとするこの点について、全く異論はございません。しかしながら、こうした事業は、往々にして難航式になっておりました、まず漁港の設備一つとってみても、今後の流通面から、あるいは消費動向から見ても、冷凍などの貯蔵施設は欠かせない問題だと、こういうふうに私は思っています。こう考えてまいりますと、漁協だけを対象にするだけでなくて、根幹になっております根拠地漁港と申しますか、根拠地漁港の施設近代化を重点的に取り上げなければいけない、こういうふうに私は思っています。漁場の改良造成にしても同様でございまして。したがって、その国土の計画の大局的な見地からこれらを判断すべきではなからうか、こういうふうには私は考えるわけですが、なかなか、ばくとして質問も抽象的でありまして、農林大臣にこの点をひとつまず御質問したいと思っております。

○国務大臣(赤城宗徳君) お話のように、沿岸漁業振興につきましても、一つの手でこれをやればというふうなことがなかなか困難でございまして、いろいろお話がありましたような、お互いに補完するといえますか、いろいろな政策によって沿岸漁業の衰退を盛り返していこうという努力をいたしているわけでございますが、その点につきま

して熱意が足りないんじゃないかというよりなおしかりもありますけれども、熱意をさらに新たにしていっていきたいと思います。具体的に、根拠地漁港といえますか、そういうものをさらに一そう重点的に整備していく必要があるんじゃないか、こういうことでございしますが、当然重点的にやっていききたいと思っております。

漁港の改築、修築等につきましては、非常に漁港の数が多いので、とかく予算が回りかね、あるいは分散的に相なっているようで、私も遺憾に存じておりますけれども、さらに予算的の裏づけをして、重点的に力を入れるべきものには特に力を入れていきたい、こういうふうには考えております。

○小宮市太郎君 大臣もおっしゃる通り、問題は金だと思っております。十分ひとつ金をつぎ込んで、具体的な施策を進めてもらいたい、こういうふうな熱意を申し上げておきます。

次に、もう一点お聞きしたいのですが、いままで漁場をだんだん外へ外へと広げていったのですけれども、だんだん日ソ漁業についても、その他についても、漁場についての制限が行なわれている、こういう関係から外へ外へと広がった漁場というものが、今度は逆に沿岸へとあと返ってきたというふうな感じも受けるのです。したがって、沿岸漁業というものは非常に重要な地位を占めてくるものと私は思うのです。いろいろ申し上げたいことがあるのですけれども、時間も制限——まあ御協力申し上げますけれども、飛び飛びになりますけれども、そういうふうに沿岸漁業というものの経営のあり方というものを根本的にひとつ考えていた

だきたいということ、それから同時に、私はこの前から何度もお尋ねいたしました、沿岸漁業の振興の対策はこの生産対策だけにとどまらず、その置かれている自然環境から見て、生活分野に至るまで多くの課題をかかえておりますが、その中で漁協の問題ですね、漁協の組織の強化ということがまず必要であるというふうに思うのです。大きな課題であらうと思うのです。これについては、弱小の漁協の強化というように、合併等が考えられ、またその施策が講ぜられておる、こう思いますが、沿岸法の審議の際にいろいろとお尋ねいたしましたところ、その合併については、五万円を十万円にして呼び水にして、これから大いに努力する、こういうような政府のお考えであった。なかなかお力も入れられる模様であります、実際それがうまくいっているかどうか、どのように進行しているかということ、まず一点お尋ねしたいと思っております。

それから、庄野水産庁長官に、有明海の問題については非常にこまかに御質問申し上げます。漁村においては、農村よりもっとおくれたものがある。その漁協の民主化というものは、将来沿岸漁業の発展について問題がある。特にこの共済事業が行なわれるにつれても、特にかかってくる問題は、組合員の生活に関する問題ですから、この組合員の生活を守るためには、何といっても漁協そのものが民主化していかなくてはならぬ、こう思っております。そこで、どういうようなお調べがあったのか、有明海の漁協の模様をひとつ、わかっておりましたら、長官に御答弁をお願いしたいと思います。

その原因は何にあるかと考えてみますと、いろいろたくさんあると思いますが、まず考えられるのは、労働条件が非常に劣悪であるという点が考えられるのではないかと。さらに、一つは、たとえはそういう事故を起こして、おる漁船員は、三十九トンの木造マグダラ口漁船が非常に多い、そういうところから、おるという、労働環境が非常に劣悪である、ということが大きな原因なのではないか、そういうところから、不

良船員が非常にふえておるといふところにも問題があるのではないかと思うわけですが、こういう事件に対して、今後政府としてはよほど慎重な態度をとつて、こういう事件が起こらないように万全の措置を講じなければ、先ほど申し上げましたような観点から非常に問題になると思います。したがつて、これに対する具体的な対策といふものも、すでにこれは昨年からの事件の問題ですから、お考えになつておると思いますので、具体的に大臣のほうなり、さらにそれで足りなければ水産庁長官のほうからお答えをいただきたいわけであります。

○国務大臣(赤城宗徳君)　そういう事件が出ることは遺憾でございますが、その原因等につきましては、やはり国内におきましてもそういう凶悪的な事件などが起きておりますし、一般的な社会風潮の一つのあらわれもあるかと考えますが、特に遠い土地で漁業に従事している人々の待遇の問題、あるいは労働条件の問題というものがあつてはならないかという御指摘であります。確かにそういう面があろうと思つてます。これはやはり処遇の問題等につきまして、漁船などが非常に改良していきまして、

きませんと、狭かったり、あるいは疲れを回復するということが困難であらうという点など、漁船の改造といひますか、そういう点などには、十分水産庁としても改良を加えて、生活環境をよくするという点につとめてまいつてきております。

そのほか、いろいろこまかい点で注意をしておる点もあらうと思ひますから、水産庁長官からお答えいただきます。

○政府委員(庄野五一郎君) 大臣からお答えがございましたが、若干補足させていただきますと、御指摘のような暴行傷害事件が起こっていることは事実でございます。この原因につきましては、いわゆる海外基地漁業については、トロールとマグロ系統というのが二つあるわけでございますが、先生御指摘のように、その多くはマグロの漁船にそういう事件が起こっております。これは、海外基地は南太平洋のサモアなりその付近の島嶼を基地とするものと、それからアフリカのカナリア群島のラスパルマスというところがございますが、そういうことの原因は、やはり大臣からお答えがございましたように、マグロ漁船——三十九トンじやございせんが、百トン以上三百トンでなければあつたと思ひますが、そういう船についても、いわゆる生活環境——居住施設が非常に悪いということ。それから陸上基地におきましても、やはり言語が通じないという点もあり、また娯樂施設等が非常に不足してゐる。そういうことで、やはりそういう面の改善は、先ほど大臣お答えになりましたように、生活環境の改善と申しますか、漁船の大型化の

場合には、無補充のトン数いゝわゆるボート・システムを与えて居住区の改良をやらせる、そういう点を指導してゐるわけでございますが、相当効果はあつておりますが、なお一面、その陸上基地におきます慰安施設といひますか、娯樂施設等についても、トロール系統あたりは船主が大資本系統が多いといふことで、相当のことを船主がやっておるわけでございますが、マグロ系統は中小企業者が多いといふことで、まだなかなかそこまで行つていない、そういう点もございします。そういう点について、われわれといたしまして、今後業界ともよく話し合ひをして、そういう漁区の方の娯樂施設を逐次完備していく、こういうふうに行つたしたいと思ひます。現実において、ラスパルマス等には日本人の看護婦二人を送るとか、あるいは日本人の船員ホームをつくる、そういう点を逐次やっておりますが、そういう点をさらに拡充してまいりたい、こう考えております。

なお、根本的な問題として、やはり操業が長期にわたるといふ点が一番問題があらうかと思ひますので、そういう点は、トロール系統は交代制といふのが逐次入つておりますが、まだマグロ系統はやはり中小企業者といふようなことで、なかなかそこまで行つていないといふようなこともございします。そういう面も交代制をとるようによ、やはり経営等成り立つ範圍において逐次進めるといふことをやらなくちゃならぬと思ひますから、そういう面の指導をやるといふことをいたしたいと思ひます。

○渡辺勸吉君 わが国の沿岸漁業は年々ともに行き詰まつてまいりまして、中小漁業者あるいは漁業従事者の生活はそれに伴つて窮乏の度を加えてきてゐる。漁村の働き手は、漁村を捨てて都市部へと流動してゐる。最近その傾向は特に顕著なものであるわけでありまふ。その地すべり現象は音を立てません。これは政府の漁業政策の無能といふならば言い過ぎかもしれませんが、そういうことに対する声なき声として、批判の審判を下しておるといふ実態を、政府は銘記すべきであると思ひます。政府は、口を開けば、日本は世界一の水産国である、あるいは日本の漁業の生産性は世界に冠たるものであるといふことを強調しておられますけれども、しかし、この際に、沿岸漁業がいかにみじめな地位に追いつまされておるか、いかに低い生産性の経済の谷間に沈んでおるか、そういうことは漁業白書にもこのことが指摘されておるところであります。世帯所得の比較で、白書が言つておるのを拾つてみましても、一人当たりの漁家所得は、漁家平均で九万七千円、これは三十七年の統計であります。それが、農家は九万九千円、全部市勤労世帯は十四万七千円、いわゆる最も低所得層といわれる農家よりも、さらに低い世帯の実態で漁家があるわけでありまふ。これは、従来政府がとり來たところの漁業政策といふものが、大資本偏重をうけつたものにおちいつて、沿岸漁業を軽視してきたところの当然の帰結と言わなければならまふ。池田総理をはじめとして、繰り返すやうでありますけれども、農業の近代化、革命化、革命的近代化、こ

れに対しては財政、金融の総力をあげて立ち向かうといふことを、国民に公約しておきながら、実際の事態といふものは、はたしてその決意の表明に値する漁業政策が展開されておるかといへば、私は非常にその公約に裏切られた感を深くせざるを得ないのであります。

具体的に提案をされました漁業災害補償法に限つて、これから数点におたつて大臣にお尋ねをいたすのであります。政府提案におきまふところの、政府提案の修正によつて、国の保険事業をすみやかに実施することを目途として検討を行なわなければならない旨の修正が行なわれたことは、一つの前進として評価いたすにやぶさかではありまふ。なせ一歩さらに進めて、この規定に明確な期限を定めることができなかったのか、この点はきわめて遺憾であると言わざるを得ないのであります。この法案は、漁業災害補償法案という名称の法案でございますが、この法案の実態を審議をいたしまして明らかにいたしましたことは、単なるこれは共済法案にすぎない。なぜこれを補償法などという大それた名称をつけ、国民を欺くような措置に出たものであるか、非常にその点も看板に偽りありと言わざるを得ないのであります。政府は、衆議院における審議の中で、保険事業を実施するためにはデーターが不足であるといふ旨の答弁を行なつておることが、會議録に明らかでありますけれども、これが単なる口実にすぎないといふことは、水産庁長官の諮問機關として設けられたところの、漁業共済制度研究会の委員であつ

たところの慶応大学の園教授が、衆議院の参考人に出て述べた意見にも明らかによろしく、現在のデーターのままでは国の保険制度は実施し得る旨を繰り返し陳述しておることによつても、このことは明らかであります。問題は、データーの不足そのものではなくして、実施する決意の有無だといふのが、われわれのこれは解釈であります。政府が漁業共済制度研究会の答申を無視して、あくまでもデーターの不足云々に藉口して、そうしてこの国による、異常災害に対する国の再保険事業を本法案の中に取り入れなかつたのは、何としても理解に苦しむところでありまふ。やる意思がなかつたから、こういう共済、再共済の線にとどまつたのではないかといふふうに考へるのであります。やる気があつたら、これはすぐ示すところでありまふ。またデーターのことをいふのであれば、過去六年間にわたる試験実施期間に、十分のことと整え得るはずであつたと思ふのであります。この点に關して、四月三日の参議院の本會議におけるわが党の代表として、大河原委員が池田総理に代表質問をいたしたことに對して、体制が整備すれば三年を待たずして政府の保険事業を実施したいと、こういう意思表明が本會議でなされたのであります。何と申しましたも漁業災害補償制度といふものは、共済事業、再共済事業、さらに保険事業といふ三本立てで初めて漁業災害補償の名に値するわけでありまして、私どもとしては、これをすみやかに実施することこそが本法案の目的を完全に達成するゆゑんであると考へるのであります。

大臣に、この点についてお伺いいたしますが、私たちは、そのためにみずからの政策を掲げて、社会党による法案の提案もいたしておるのでございすが、この原案の示すように、直ちに三十九年度から共済事業、再共済事業というものをさらに乗り越えたことを申し上げることも、現時点ではこれは無理なことでありまして、それはさておきまして、こういういろいろな経過を踏まえてお伺いをいたしますことは、明年度中にはこの保険事業を政府が取り上げて、完全なる災害補償法案に値いする内容を盛り込んで提案していくべきであると思っております。

大臣に、この実施する時期について、繰り返しますが、明年度中に実施をするという御用意がございのかどうかを、まずお伺いをいたします。

○国務大臣(赤城宗徳君) 明年度中に実施するかどうかというお答えをする前に、お話の中で一、二私の方から申し上げておきたいことがございします。

この法案の名前でございしますが、確かに農業災害補償法案に値いするだけの内容があるかどうかということですが、問題があるかどうかと思ひます。しかし、私どもは、過去の試験実施を本年度で切り返しまして、そして漁業共済制度を、世界にも類のないような制度にひとつ切りかえてやってみよう、という熱意と決意のもとに本法案を出しましたので、途中におきまして、この名前等につきましてもいろいろ問題がございましたが、私どもは漁業災害補償法という名前にして、それに値いするように逐次内容を充実していこうと、実は名前のほうが先走ったような傾向

でございしますが、そういう意味で、内容の充実を約束するような意味で、こういう名前をつけたというふうに御了承願いたいと思ひます。

そこで、政府の保険事業でございすが、この点につきましてもいまお話がありまして、附則の中で、検討の事項を政府案に書いておきました。が、政府が保険事業を行なうということをはつきり検討して進めていかなければいかぬじゃないかと、こういうふうなことで修正を受けておるような次第でございします。

なお、さらに政府の保険事業につきましても、衆議院で西三年中に実施するようになると、こういう附帯決議がなされて、これに對しまして善処する旨お答えをいたしております。が、いまも御熱意のこもった御質問の趣旨がございしました。で、私どもは明年ということをはつきり申し上げることはなかなか困難でございしますが、今後すみやかに組織の整備と加入の確保をはかつて、資料を集取いたしまして、一、二年中に政府の保険事業を実現するよう努力をいたしたい、こう考えております。

○渡辺勸吉君 いろいろな御都合もあると思ひますから、これ以上私は大臣を追ひ詰めて伺う意思はございませぬ。一、二年中に、とにかく国は責任を持つて保険事業実施に踏み切るという明快なる御答弁でありますから、明らかに衆議院における段階とは、一年少なくとも前進した御答弁として、ここに、その一、二年中をできるだけ近い時期にさらに取り上げるような御配慮を要望して、第一の質問を終わります。

それから第二は、本法実施前において、政府の委託に基づいて実施されたところの漁業共済事業の精算の結果、果出てくるであろう赤字、甚闊伝わりますところでは、大体一億数千万円というのでありますが、そういうものが精算の結果、出てきた際には、この赤字に對しては、委託研究をやらせた立場もこれあり、政府はこれに對して完全補てんをすべきであるというふうに考えるのでありますが、この点に關する大臣の扱いの御所見を承りました。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまお話のように、まだ精算の数字は出ておりませんけれども、精算の結果、赤字が出た場合には、政府はその補てんを行なうように努力をいたす所存でございします。

○渡辺勸吉君 精算の結果、赤字が生じた場合ということではありますが、繰り返しますが、すでに一億数千万円はラウンドで想定される数字でもあるようでありまして、私は、出たならば、ただいまの大臣の御答弁では、その補てんを行なうように努力する所存であるという御答弁であります。この御答弁では納得いきかねるのであります。繰り返しお尋ねをいたしますが、この出た赤字は、全額国の責任で御負担を願うべきものではないか、その御意思がございのかどうかを、重ねて具体的ににお尋ねをいたします。

○国務大臣(赤城宗徳君) 重ねて強い念押しでございしますが、私どものほうでも、その点につきましては、御趣旨の気持ちで善処いたしたいと思ひます。

○渡辺勸吉君 善処ということでありまして、必ずや私たちのこの国民を代表した要望はいれられるものと信じて、第三の質問に入ります。

政府は、共済掛け金に對する負担率というものを、現行法からこれを引き上げてほしいということ、漁業共済団体の事務費に對する国庫負担というのもの、これを増額をはかつていかなければならない、きわめてその負担率が低いのであります。

また、将来にわたって出てくる問題であります。無事故掛け金の割り戻しということも、これも政府において御勘案を願わなければならない問題でありますが、この共済掛け金に對する負担率の引き上げ、あるいは事務費に對する国庫負担の増額、無事故掛け金の割り戻しというのものを、どういうお考えでございましょうか。その点をお伺いいたします。

○国務大臣(赤城宗徳君) 新しく、発足当時でございしますから、そういう面には欠けるといいますか、十分でない点があるかと思ひますが、今後本事業の実施状況に即応いたしまして、御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○渡辺勸吉君 もう少し具体的に、私のお尋ねをする点を申し上げます。少なくとも、漁業は農業よりも、国の施策としては非常にそのウェイト、比重が軽く位置づけられているという点から申しまして、これを最小限にしようとしても、農業災害補償法にとられたような政府の負担率なり、あるいはその事務費の負担率なり、無事故の割り戻しなりというものを、大臣が同じ所管をしておられる農業災害補償法の、少なくともその水準を上回る線で、私は

具体的に大臣の御所信のほどをお承りいたしたいのであります。

○国務大臣(赤城宗徳君) 御趣旨に沿いたいということをお申し上げたのは、実はそういう意味でございしましたが、さらに具体的に、負担率の場合、あるいは事務費の負担金の増額、あるいは無事故、無事戻しの場合等を、農業災害の場合とどういふふうに考えるかということでございますが、御趣旨に沿いたいという意味は、農災の場合と同等の水準を抑えて、そういうところへ持っていきたい、こういう意味でお答えしたわけでございします。で、御了承をいただきたいと思います。

○渡辺勸吉君 それでは、私としてはもう一つだけをお伺いして、質問を終わります。

一、二年中に国が保険事業に踏み切る、一、二年度の幅もできるだけ現在から近い時点にこれを要請をいたしたのであります。が、その完全なる、災害補償が機能化するまでの間、漁業共済団体の共済金の支払いとか、あるいは漁業共済基金の貸し付け金に、異常災害等が起これば、当然現在のファンドでは、これは不足を生ずることは明らかであります。一例を、ことしのノリ被害の例にとつても、あの百億に達しようとする大災害があれば、いまのこんな貧弱な内容では一たまりもない。そういう場合が、保険事業を実施するまでの間に出てくれば、これは非常に大きな問題でございします。で、後顧の憂いなきために、私はお尋ねをいたしたのであります。が、そういう現行制度の中で不足が出る、共済金の支払いや、貸し付け金に不足が出るというふうな場合には、これは全額政府の財政負担に

漁業共済制度の問題について、やはり一面には、近代的な要素を持っている

○政府委員(庄野五一郎君) 一異常の
事象又は不慮の事故」、こういうこと

つき行なりものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。」、一号

そのうち共済事業に対しまする関係漁民の有効需要といったものがどの程度

ましての収獲が一定の収獲限度額に達しない場合に共済金を支払っていく。

こういった性格のものでございまして、いわゆる共済期間が経過いたしましたので、初めて共済金を支払う事故が起るかどうかということが判明するわけでありまして、そういう面で収獲の終るまでの間に、この共済掛け金を分潤して支払うことも逆選択あるいはモラル・リスクの発生のおそれがない。こういうことでございまして、養殖共済あるいは漁具共済につきましては、それは収獲共済でなく、いわゆる物の損害保険という性格のものでありまして、加入契約をいたしますと、その翌日から直ちに共済責任が発生する

と、こういうことに相なるわけでございまして、これを分割払いをしますと、共済事故が起ってから払うというようにすることが起って、いわゆる逆選択あるいはモラル・リスクというような面が起る可能性を含んでいるというところで、この損害保険については分割払いというものは認められないと、こういう趣旨でございまして、

○牛田寛君 これでは終わりにしたいと思いますが、準備が不十分というように、いまの内水面ばかりでなく、ほかの面にも準備が不十分だというように、点があるようにありますが、少なくとも五年か六年試験期間としてやってまわってございまして、この漁業共済については漁家が非常に望んでいるわけでありまして、農業災害補償法などは試験期間といふものは設けないでそのまま実施されたいとは承知しておりますが、そういう点でも、やはりむしろ積極的に前向きに多少実態つかめないというところがありまして、できるだけ整備される方向に進んでいただきたいと思います。その

点について大臣からお伺いしたいと思

○国務大臣(赤城宗徳君) 実は農業災害等につきましても、いろいろ経過をたどってきたのでございまして、戦前に試験等も十年近くやっておたわけでございます。こういう経過もございまして、いま農業共済が非常に整備されてきております。漁業共済も、農業災害の補償法のような形にもっていききたい、こういう意味で、足らない分をお急遽に完備していく、こういうつもりでございまして、何にいたせ、漁業共済補償は世界にも類のないのを取り上げてやったのでございまして、内容が十分その名前に合致しているとは、私も思っております。合致するように一そう充実していきたい、こう考えております。

○委員(長(青田源太郎君) 本案に対する質疑は、これにて尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(長(青田源太郎君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

○委員長(青田源太郎君) 次に、林業基本法案(閣法第一五一号)を議題とし、質疑を行なうことにいたします。

○北村暢君 林業の基本法の質問をするにあたりまして、実は与えられた時間が三十分程度だそうでございまして、大体五十分時間質問しようと思っておりますが、三十分ではどうにも質問のしようがございませぬので、私は法案の内容、そういうようなものについて

ては、一切質問はもう省略してしまおう、こう思っているでございまして、

○国務大臣(赤城宗徳君) 私から申し上げるまでもなく、森林の持つところの意義というものが二つ大きく見えてあるのじゃないかと思っております。一つは、森林が国土の保全とか、あるいはまた国民の保健とか治水等にも関係がございまして、そういう公益面から森林の存在価値というものが認められておると思っております。一面におきましては木材資源としての森林、こういうような面があらうかと思っております。そういう意味におきまして森林等に対する基本法というところになりますならば、その両方にとった基本法という考え方も、これは出てくると思っております。社会党の案はそういう面から出ているんじゃないかと私は考えております。私も森林法といふものが、非常に古い法律でございまして、これを公法面を規定した相当りばな法律ができております。これを廃止して、ここで一つにしてやっていくというよりは、やはりこの歴史的な国土の保全その他公益関係を規定する森林法がありまして、公益面は森林法によって基本法と

いうようなものにかえるというのか、そういう役割りを果たしていく。それから林業の持つ経済的側面、経営を木材資源を再生産していくといふ面、それから、そういうような面と経営面において国民生活に寄与していく。こういう面から、そういう面を主として林業基本法を御提案申し上げて御審議願っております。

○北村暢君 いま森林法が非常に古い法律だが、整備された法律だ、まあ一つの基本的な性格を持つておる、こういうふうな御説明のようでございまして、けれども、私はこの森林法は、やはり今日の段階では法体系の面からいっても基本的な性格を持つとするならば、森林法はやはり基本法としての形に切りかえて、そうして森林法は解体をして、そうして単独立法に切りかえ、幾つかの単独立法に切りかえていく。こういうことが望ましいんでないか、その要求されている時期にきていないんじゃないか、このように思っております。したがって森林基本法は、いわゆる経済面を重視して取り上げた法律でありますから、森林そのものに對する基本法は、やはり国土保全なり資源政策の面なりこういうものを織り込んだところのもの、もう基本法として切りかえる時期にあるんじゃないか。このように思っています。非常に整備されているというんでありますけれども、実際に森林法をよく見ますと、いふと、体系的にも林業の基盤整備とも思われる林道にいたしまして、まあ一般道路ならば道路法、こういうような法律で実施しておりますが、林道に關しては林道法というような法律規定はない。森林法にただ公共事業として補助

金を出せる。こういう程度のことです

やっております。造林にいたしましてはかりであります。造林に對する法律的な体系といふものはないんじゃないか。行政措置で行なっております。こういうのが森林法の中には、ごく簡単にしか出ていないのであります。しかも森林法の章には、官林の監督という形でこの章は大體森林計画のことが規定されておる。そのほかに森林組合法について規定される。そういうふうに実地法がある部分は非常に詳しい規定をし、林道、造林等については全然まあ一方からいって済まされておる。そういうような保安林関係と森林組合と計画制度と、これがまあ森林法の大體根幹をなしているんじゃないかと思っております。それ以外のものは、もうほとんど維則の中で造林だの林道だの、こういうことを規定しているわけなんです。これはやはり、林政の中心をなす造林だの林道というものが維則の中で定められておるような法律が、今日森林の基本法だということについてはあまりにもお粗末である、このように思っております。したがって、そういうものはやはり森林法が一つの基本法という形をとるんだとしたら、全体についての基本的な事項を規定をし、個々のものについては単行法に切りかえるべきでないか、こういうふうに思っておりますが、大臣の所見を伺いたいと思

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かに御指摘の点があると思っております。しかし、このたびの主として経済面を取り扱っております林業基本法によりまして、諸施策がよろしきを得ますならば、やはり森林法の持つておるよう

な公益的な国土保全のためにも役立つ
というようにございまして、この
林業基本法が経済面を扱ってお
る、同時に、森林法における公益面の雑
多な面等を何か補強していくという面
に役立つかとも思ひまして、林業基本
法を経済面から出しているのござい
ます。なお、公共的、公益的制限と
か、その見地から森林を見た面におき
ましていろいろ改めなくちゃならぬ面
があると思ひます。現行森林法に沿
革的に含まれております森林の政策、
森林組合及び林業改良助長に関する事
項などは、これはいま申し上げました
ように、林業基本法が諸施策よろしき
を得るならば、そのもとに入ってくる
ような位置づけもできるのじやないか
と思ひます。そういう意味におきまし
て、いまこれを一体としての法律とし
ての基本法は提案いたしませんでした
が、森林法等につきましてもさらに再検
討を加えて、森林組合を中心としてい
まの検討を加えていくというように
ともいたして改正をいたしていかな
くちやならぬ面があるんじゃないか。あ
るいはいまの林業基本法等の関連法規
の立法を進めていきまして、その立法
のもとでいまの森林法の雑多な難則的
なところにあるところの規定などを整
理していくということも考えなくては
ならぬと思ひます。いまの森林法その
ものにつきましても御注意といひます
か、御指摘の点など十分検討を加えて
いかなくちやならぬ、こういうふう
に私ども思つておる次第であります。

○北村暢君 そうすると、林業基本法
の関連法案と目されるものはどうい
うなものを予定せられておりますか
か。

○国務大臣(赤城宗徳君) そのように
考へております。

○北村暢君 そうすると、林業基本法
の関連法案と目されるものはどうい
うなものを予定せられておりますか
か。

○国務大臣(赤城宗徳君) 林野庁長官
からお答えしても思ひますが、いま
私どもの考へておりますのは、入り会
い林野の整備の問題でございまして。非
常に関係もあつたのでございまして。問
題でございまして。実は本国会
にも出そうかと思つてまあ出すことが
できなかつたのでございまして、入り
会い林野の権利関係の近代化の助長に
関する法律、あるいは森林組合制度の改
正を中心とする森林法の改正法案と、
これはいま申し上げたこととございま
す。そういうものを検討いたしてあり
ます。またさらに、この法案が成立し
たという時におきましては、従来の林
野行政のあり方に検討を加えて、行政
機構の整備、改善、国有林野事業特別
会計制度の整備、分取造林の促進、そ
の他生産構造、流通確保等、各般にお
たりまして諸施策の実施に必要なもの
を逐次検討してまいりたい、こう思つ
ております。

○北村暢君 まあ、私はききようはもう
一切法案の内容について質問を省略し
たのは、いずれこれに関連をする法案
が出てくる。その際に基本法と関連し
て詳しく質問をしよう、まあこういう
考へでございまして、いま説明を聞い
たところによりまして、いづれ
も基本法との関連の法案というよう
うかがわれますが、私はこの林業基本
法の特徴は、やはり従来触れられな
かつた林産物の需給、価格の安定、こ

ういう点が新しく取り上げられ、ある
いは林業従事者の所得という問題を取
り上げてある。こういうことが従来の
林政の中にはあまり重要視されていな
かつた、それに加えて林業構造改善事
業という新しいものが出てきておる。
そういう新しいものに対するこの関連
法案というふうなものがあつたことを期
待をいたしておるのであります。ここ
ろが、いまお話のありましたようなこ
とでは、この林業基本法に直接関連す
る、しかも新しい方向における立法措
置というものが、あまりうかがえない
ようございまして。したがつて、私は
もう一度お伺いしたいのですが、この
林業経営基盤の整備、林業構造改善事
業の中で林業経営の基盤の整備拡充と
いうことがあるのですが、その内容は
一体どんなものを考へておるのか。あ
るいは近代的な林業施設の導入、一体
これはどういふようなものを考へてお
るのか。また、林業構造改善事業とい
うのは、一体どういふようなものを考
へておるのか、この内容の詳しいこと
を質問する余裕ございせんから、お
伺いしませんが、これらことは行政
改善事業が行政処置で法律によら
ないでやつておるわけでありまして、
その行政処置の内容すら実ははつきり
しておらぬ。農業の場合は実施要領等
を設けてやるわけですが、林業におい
ては実施要領があるのかないのか、は
つきりいたしておりません。したがつて、
内容がどういふものであるかわからな
いのであります。まあそういう点につ
いてどうお考えになるか。それから林
産物の流通、加工面における問題につ
いては、これは従来林野庁もその行政

○政府委員(田中重五君) いまお尋ね
の、最初の御質問の生産基盤の充実と
いう点につきまして、特にこの基本法
で考えたいと思つておりますのは林道
の拡充でございまして。林道の拡充こそ
が林業経営の近代化の根幹である、こ
ういふ考へ方でございまして。で、構造
改善の内容につきましては、御承知のと
おり、林野の保有規模が非常に零
細な形で、しかもいづゆる林家の九割
以上が五町歩未満の保有の状態である
というふうな零細な状態をいろいろな
方法で改善して、その保有規模の拡
大、それをまず考えたい。で、構造改善
といたしましては、この三十九年度で
もその構造改善の計画樹立の予算を
取つておりますが、この林業構造改善に
非常に熱意のある林家の人たち、そう
してその所在する市町村の山林の面積
が少なくとも五千町歩以上であつて、
そうしてその中に少なくとも一千町歩
以上の民有林が占めていふような地
帯、そういう地帯に、なお林野率として
も七割以上だといふいわゆる山村で
ございまして。そういう地帯の中から、特
に構造改善の見通しのあるという地
域を優先的に選んでまいりまして、そ
この山林保有の面積の合理化、拡大、
それをたとへば民間同士の交換分合に
対する助成なり、あるいは入り会い林
野の改善なり、そういうことで進めて
まいりたい。

その次は……

○北村暢君 そうしますと、林業基本
法との関係において森林法を近い将来
において再検討せられる、このように
理解して差しつかえございせんか。

○北村暢君 まあ、私はききようはもう
一切法案の内容について質問を省略し
たのは、いずれこれに関連をする法案
が出てくる。その際に基本法と関連し
て詳しく質問をしよう、まあこういう
考へでございまして、いま説明を聞い
たところによりまして、いづれ
も基本法との関連の法案というよう
うかがわれますが、私はこの林業基本
法の特徴は、やはり従来触れられな
かつた林産物の需給、価格の安定、こ

ういう点が新しく取り上げられ、ある
いは林業従事者の所得という問題を取
り上げてある。こういうことが従来の
林政の中にはあまり重要視されていな
かつた、それに加えて林業構造改善事
業という新しいものが出てきておる。
そういう新しいものに対するこの関連
法案というふうなものがあつたことを期
待をいたしておるのであります。ここ
ろが、いまお話のありましたようなこ
とでは、この林業基本法に直接関連す
る、しかも新しい方向における立法措
置というものが、あまりうかがえない
ようございまして。したがつて、私は
もう一度お伺いしたいのですが、この
林業経営基盤の整備、林業構造改善事
業の中で林業経営の基盤の整備拡充と
いうことがあるのですが、その内容は
一体どんなものを考へておるのか。あ
るいは近代的な林業施設の導入、一体
これはどういふようなものを考へてお
るのか。また、林業構造改善事業とい
うのは、一体どういふようなものを考
へておるのか、この内容の詳しいこと
を質問する余裕ございせんから、お
伺いしませんが、これらことは行政
改善事業が行政処置で法律によら
ないでやつておるわけでありまして、
その行政処置の内容すら実ははつきり
しておらぬ。農業の場合は実施要領等
を設けてやるわけですが、林業におい
ては実施要領があるのかないのか、は
つきりいたしておりません。したがつて、
内容がどういふものであるかわからな
いのであります。まあそういう点につ
いてどうお考えになるか。それから林
産物の流通、加工面における問題につ
いては、これは従来林野庁もその行政

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○委員(長(青田源太郎君) 速記を
始め

○北村暢君 ただいまの関連法案の内容は、大体において行政措置とか、他省との協議とか、こういうことの説明のようでございますが、それでは林業基本法に私はこれだけうたった意味はないのではないかと思うのであります。たとえば中小企業等の協同組合は、林産協同組合というようなものは、森林組合法の改正をするのだったならば、通産省との行政の競合の問題はあるのでありましようけれども、私はやはりその原料の面においてもろに接不可分な形において林野行政、林政につながっておるのであります。したがって、これは中小企業庁というところにはまかしておいたのでは、中小企業も木材のほうは手が伸びない。今日のこれの合理化の問題は、非常な問題に

労働関係法というようなものも、まだ出来ていない。これは法律かどうかはつきりしませんが、けれども、社会保障の面についても、特殊にはやはり取り出して考える必要があるのではないかと、このように思うのであります。たとえば船員について、船員労働法があるように、林業についての労働関係、従来こういうことに頭を使ったことが農林省としてはないのを使つたことが農林省としてはないのだらうと思うのですけれども、やはりそういう面の検討が必要でないか、このように思いますから、これに対しての所見を承りたいと思うわけでございます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 先ほど林野庁長官から御答弁申し上げたように、行政的な措置によつて進められるものは進めまするし、また行政面でなく

て通すということにしました。ところが、関連法案がさっぱり出てこないというところ、質疑をしたくてできないということになる。いまの答弁を聞いているというところ、またよい関連法案の準備ふりであり、たよりない関連法案の準備ふりである。これは私は、いま申したいように、林業基本法制定に伴う画期的な関連法案の提出を御研究を願って、出していただくことを御要望したいと思ふ。

それからもう一つは、今度のこの基本法を急遽通すに至った背景であります。私どもは、林業基本問題調査会の答申案が出ましてすでに五、六年たつて、農業、水産業と、一番おくれて、林業基本法というのが出てきたわけでございます。したがって、もうこれ

なものとついても、十分御認識があるんだろーと思うんで。したがって、私は、この際大臣に、この基本法運用にあたっての背景等について、いかなる認識を持っていられるか、大臣の決意のほどをお伺いしたいのであります。

○国務大臣（赤城宗徳君） おくれました理由等につきましてくどくど申し上げませんが、いろいろ複雑な事情がありまして、法律も膨大でございますし、ことに内輪話を申し上げますと、内閣で、国民の権利義務に關係のない法律はあまり出さないでくれというふうなことを言われましたので、私は、そういうことを言つても、農業基本法があり、沿岸漁業法があるんだから、

うよりな考え方からいたしまして、そういう点からぜひ御協力を、お願いするものが至当だと思ひましてお願いした次第であります。

○櫻井志郎君 専門家の北村委員のおとでありますから、簡単に私、お伺ひいたします。条文に触れるのもどりかと思いますが、第四条に国有林野の管理及び経営の問題が載っておりますけれども、国有林野の開放問題について、これはより高度な、たとえば農業構造改善その他の問題で開放するものは、これは当然であろうかと思ひます。がしれは、一方においては、国有林野の開放問題について若干行き過ぎた議論がないでもないような感じを受けるのであります。大臣は国有林野

開放問題について、どういふお考えをお持ちでございますか、お伺いいたします。

○国務大臣(赤城崇徳君) 私は先ほども申し上げました森林というものの意義、まあ大きなことを言うようでございますが、何か、世界で非常に文明国であった時代には、その国の森林が相当茂ってあった。いま砂漠のようになつた。すなわち氣候を緩和し、あるいは水利をよくする、あるいは保健上にはいいというふうな非常に重要な意義を持ちますから、私は私の考えもこれは行き過ぎかと思ひますが、私は森林というものは管理よろしきを得れば、国有であつたほうがいいんじゃないか、こういう立場を持つておるのでございませう。ただ、日本の森林が、明治維新の際に、非常に、民有に行くべきものが国有に移されたというふうないきさつもございます。そういう關係でございませう。一般の人々が林野を利用することが非常に少ないところもございました。しかし、これは分収林制度もありますし、部分林制度もありますので、そういう点で利用を進めていけたらいいんじゃないか。でありますから、国有林の開放というものはこれは民間に移せばいい。むやみやたらに民間に移せばいいという考え方であつてはいいませんというふうに私は考へておるのでございませう。でありますので、農業構造の改善とか草地の造成あるいは公共的なものとか、あるいは農業におきまして、特に森林を必要として農業の経営上開放したほうが適當だという場合は別といたしまして、一般的にどれもこれも開放すべ

きもの、民間に移したほうがいいんだという考へ方には私は不賛成なんです。そういう意味におきまして、国有林の開放には相當慎重な態度で進まなければならぬ、こういうふうに思つております。

○櫻井志郎君 林業の公共關係の予算の問題でございませうが、これは大臣も非常に御苦労になりまして、予算もある程度といひまじやうか、相當ふえたのでありますけれども、毎年、農林省はこの問題で非常に努力を重ねられてはおりますが、国土の中で占める林野面積、この問題からいたしまして、それから木材の需給關係からいたしまして、昨年すでに四億ドルをこえるというふうな状態にもなつてきておる。なお、林野庁の提出された資料等から見ますと、なお今後相當長い年月にわたつて需給關係からいって相當輸入材がふえる、そうしてある限度までいふたら今度は輸入が低下するといふ資料をお出しになつておるのであります。食糧にいたしまして、木材にいたしまして、国土の活用という面についてほんとうに政府が熱意を入れてやるならば、相當程度輸入關係は防遏できる性質のものであります。そういう点からいっても、林業關係の公共投資といふものが非常に重大じゃないかと思ひますが、ただ、治山事業が一応長期計画、權威のある治山治水十カ年計画、これは来年度あたりから改定されるはずだと思ひますが、一方、たとえば林道等の問題については林道計画、こういうものはあります。全国森林計画ですかから策定いたしました林道計画といふものはありますけれども、それではその林道計画なるものが權威

づけられたものと、こういう点から見ますと、それは必ずしも財政的な裏打ちという点において權威づけられた問題ではない。それから、たとえば造林問題を取り上げまして、この造林単価は驚くべき一人当たり四百何十円という、まことにものすごく悪いことばでありますけれども、日雇以下の半額といつて、実に思ひやうない財政措置がとられておるわけでありませうが、こうした問題について、たとえば今度土地改良法を改正いたしました、土地改良について長期計画を立てるといふ一つの法律上の權威がこれはつけられる、道路においてしかり、河川においてしかり、あるいは港湾においても五カ年計画、こうしたものは全部あるわけでありませうが、ひとり林野の開發問題についてそういう權威づけられたものがない。そういうものがなければ、今度は一方において林野の資料を見ると、先行き十カ年後、十五年後、二十年後、そのもつとあとに需給の推移がどういふふうになつて、そして輸入はどの程度に伸びていく、あとで少しスロウダウンしていくんだと、こういう計画になつておるんですが、大臣はこの点について、たとえば林道計画等について權威ある長期計画を策定するという方向にお進みになる考へはおありにならないかどうか、お伺いします。

○国務大臣(赤城崇徳君) 木材の輸入が非常にふえて、三番目か四番目ぐらになつておるといふことでございませうが、何にいたしまして、木材資源は短期的に造成されるものではございませんで、どうしても相當長年月にわたる計画性が必要だと思ひます。そういう意味からも、林道は森林等の開發のために、あるいはまた森林をよくしていくために必要なのでございませう。山村に關しての問題と関連しまして、先ほど申し上げましたが、そういう林道等の開發計画といふものを長期的にやつていこうというのじやないか、これは農道もそう思ひます。道路も計画は持つておりますしあるいは治山治水の計画も持つておりますが、やはり農道とか林道、こういう末端的なところの道を開いていく、こういうことが必要であり、私は予算の裏づけといひますか、財政の裏づけを持つていふ法律の裏づけはございません。そういう法律の裏づけはございません。林道につきましては、特にそういう計画を立てて、裏づけができるような方向へ進めていくのが至當じゃないか、こういうふうな考へております。

○櫻井志郎君 私、質問をあえて重ねませんが、いま御質問申し上げた中身について、林野庁長官から、どういふ根據に基づいてこうした需給計画を立てになつたか、その点、長官から少しお伺いいたします。

○政府委員(田中重五君) 需給計画につきましては、林産物の供給と需要の動向を十分に把握をいたしまして、そのうして長期の見通しに立つて将来の木材の需要、供給の趨勢をつかんでいくというふうに、この法案で規定をいたしておりますので、その趣旨に沿つて今後進めてまいりたい、こう考へております。

○櫻井志郎君 私、これでやめますが、大臣からも、ひとつ、先ほど相當御答弁がございましたけれども、どうしても日本の林野行政というものを

いう意味からも、林道は森林等の開發のために、あるいはまた森林をよくしていくために必要なのでございませう。山村に關しての問題と関連しまして、先ほど申し上げましたが、そういう林道等の開發計画といふものを長期的にやつていこうというのじやないか、これは農道もそう思ひます。道路も計画は持つておりますしあるいは治山治水の計画も持つておりますが、やはり農道とか林道、こういう末端的なところの道を開いていく、こういうことが必要であり、私は予算の裏づけといひますか、財政の裏づけを持つていふ法律の裏づけはございません。そういう法律の裏づけはございません。林道につきましては、特にそういう計画を立てて、裏づけができるような方向へ進めていくのが至當じゃないか、こういうふうな考へております。

○北條簡八君 時間がございませんで、簡単に二、三、四、何いいたいと思ひます。この今度の政府案を見ますと、政府案の構造政策というものは、法案によりますと、林業經營の規模等による經營形態の差異を考慮して、林業構造の改善をはかるといふべく然とした表現に終わつておるわけでありませう。御承知のように、わが国の林業は国有、公有、私有の三つが、それぞれ相當の比重で存在しまして、私有林において、きわめて零細なものから何万町歩という大私有林に至るまで、種々雑多な形をとつております。また經營のしかたとか所有のあり方も、集約經營から天然のままに放置された粗放な經營のものまで、はなはだ複雑になつており

○政府委員(田中重五君) 林業の経営

○北條雋八君 次に伺いますが、この

農林水產委員會會議錄

のかということに疑わざるを得ないの

業基本対策というもののごく大ざっぱ

昭和三十一年六月二十六日

のを進めていかなくちやならないと思

策を推進するのに役立つ、推進力にな

參議院

る場合は経済的な問題と決して矛盾は

もなく大規模に行なわれたとするなら

公共性を確保していくことも必要で

されるところに、おちいると

—

ましても慎重に対処していかなければならぬというふうに考えております。

○北條八君 私はもちろん国有林を活用することは非常にいいと思う。所有権まで移転するということはよくよく考えなければなりませんということでお伺いした次第でございます。どうぞ、その点十分御注意をお願いしたいと思ひます。

○委員長(青田源太郎君) 本案に対する質疑は、これにて尽きましたものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認め、よつてさう決定いたしました。

○委員長(青田源太郎君) これより順次法案に対する討論を行なうことにいたします。

まず、肥料価格安定等臨時措置法を議題とし、直ちに討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○渡辺勲吉君 私は、日本社会党を代表して、肥料価格安定等臨時措置法案に対する反対討論をいたさんとするものであります。

現行肥料二法が制定されて以来、生産農民に対し、豊富にして低廉な肥料の供給がなされてきたことは、高く評価されていいと思ひます。事実、農業生産上、重要基礎資材である肥料業界が、現行二法による合理化でコストダウンが実現される段階によりやく立ち至らんとしております。かかる時点において本新法が制定されることは、明らかに合理化によるコストダウンをストップし、それによる超過利潤を製造

業者が独占する、そのためのカルテル行為を容認し独禁法に風穴をあける、業界の合理化に対する従来の政府の財政投融資の責任からみずから逃避する、はなはだ無責任な意図を持つ法案であると言わざるを得ません。

反対の第一点は、政府がみずから制定した農業基本法を、みずから否定する矛盾をあえてその内容を指摘せざるを得ません。農業基本法第二條の国の施策の第一項第六号では、「農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定を図ること」をうたつております。農業の社会的、自然的、経済的制約による不利を補正する農業基本法の前文を達成する手段は、もとより農業施策そのものに焦点が置かれておることは申すまでもないことであります。しかしながら、これら万般の農業施策以外の施策をこれと合わせ取り上げなければ、農業の不利は十分に補正の機能が發揮できません。とりわけ農業が危機的様相を帯びておる昨今、農政の一大転換が必至の現段階において、その生産される農産物の価格は変動激しく、政府管掌の管理価格もその生産費を補わず、投下された労働を正当に評価される保障はもとよりありません。この生産者農民の生きる権利の主張は、単にその農産物の価格を政府に保障を要求することにとどまらず、むしろ投下された農業資材、その大宗である肥料の独占価格からの擁護が徹下されるほど、生産費は相対的に低下することになります。これが農業基本法第二條第一項第六号のねらいでもあるはずであります。諸物価すべて値上りの高度経済成長下において、肥料以外

の生産資材は、あるいはえきにして、あるいは農機具にしても、価格安定のめどがなく上昇の一途をたどるだけであり、農民は不安な農業生産に従事している現状であります。しかるに肥料のみは、現行二法によつて、かろうじてその価格不安から守られてきたただ一つの生産資材であります。これすら政府はみずから制定した農業基本法をじゅうりんしてかえりみず、従来の生産規制と最高販売価格を廃止し、価格の自主取りきめと輸出の一元化を骨子とする新法に切りかえようとしております。この農業基本法からの自己否定の性格を持つ新法に反対せざるを得ないのであります。

反対の第二は、政府の肥料需給計画の確立と、これに基づく肥料の生産並びに需要、あるいは輸出の一元化に対応する従来の行政責任からの逃避についてであります。新法には、わずかに「需給見通し」云々でお茶を濁しておられますけれども、質疑を通じて明らかになったように、単なる見通し程度では、今後重要な農業生産資材である肥料の国内需要量の優先確保、あるいはこれを満たすための生産の保障が確保されないものであります。内需優先確保が新法に規定されないことは、断じて容認できないところであります。現行肥料二法が内需優先確保の規定があるがゆえに、これを尊重する立場にあるけれども、だからといって、私は、現行二法と従来のこの運用を無条件で肯定するわけにもいきません。むしろ肥料二法の運用が、メーカー側の圧力によつて近年とみに政治的に歪曲され、二法本来の精神から逸脱するような措置を政府がとってきたことを指摘せざるを得ません。たとえば、肥料審議会におけるメーカー側の審議拒否や、巨額の財政投融資を与えたにもかかわらず、合理化計画が未達成に終わったことに対する責任からの逃避がありました。肥料の需給事情は、十年以前も今日も、その需給構造の本質には何らの変化がないのに、新法に内需優先確保を規定しないのは遺憾であると言わざるを得ません。

反対の第三は、輸出赤字の、国内需要者、農家に対する非転嫁の保障が新法案には欠如していることとあります。現行法においては、この輸出赤字を国内価格に転嫁させない保障として、いわゆる内需を満たす数量については、パルク・ライン・システムをとつて、このパルク・ラインの範囲内において、コストの低いメーカーの生産数量を積み上げて、この加重平均による国内価格を算定をし、肥料審議会の議を経て、国がこれを最高販売価格として告示する制度によつて、国内農家の購入肥料価格を保護してまいりました。質疑を通じて明らかになったように、過去から現在を通じて、将来においても輸出赤字の発生は必然であります。かかる新法案には、輸出赤字が国内価格に転嫁されない、こういう保障はどこにもないのであります。反対せざるを得ない理由であります。

周知のごとく、これまで、硫安メーカーには日本開発銀行や北海道・東北開発公庫を通じて低利の巨額な財政融資が与えられたばかりではなく、税制面においても輸出所得免税、法人税法の特例による重要物資免税、輸入原料である原油の関税免除、特別償却指定など、現行の法制で可能な限りの減免

税が与えられてきており、これらの援助は現行法の統制の代償でありました。新法案は現行法に義務づけられたこれらの責任からの政府みずからの逃避であり、このことは、国内生産農民に対する負担の重圧につながるものであります。

反対の第四は、肥料価格決定の方式についてであります。今回の新法案では、従来国が最高販売価格を告示する規定がはずされて、これにかわるに、価格決定については、メーカー側と、需要者である農協を中心とした団体との間で、団体交渉を通じて取引価格をきめるという規定になっております。これによつて農民の利益が確保される保障はいささかもありません。もとより農協の本来あるべき姿から申しますならば、新法案に見られるごとく、自主的団体交渉による価格の取りきめは、これは協同組合の当然あるべき真の姿であります。しかし、資本主義経済下にあつては劣弱な農民を独占資本の収奪から守るためには、経過的には、政府で保護する従来の最高販売価格の限度の中の自主的団体交渉による取引価格の決定という配慮が必要であります。また、団体交渉やるにしても、メーカー側のみ独禁法を排除したいわゆるカルテル行為を認めるという不当な規定を明記して、従来以上にメーカー側に大幅な利益を与えるのは、メーカー側偏重法案であると言わざるを得ません。この種カルテルは金属鉱業等安定臨時措置法に認められて二番目のものであります。カルテルは全工業製品の三分の一を支配し、価格つり上げの大きな原因となつております。特に肥料の国内価格は、輸出価格

よりもかなり割り高であり、メーカーの国内農民に価格のしわ寄せをすることは必定であると言わなければなりません。

反対の第五は、政府は、もし不当な価格の取りきめがなされ、または協議がととのわない場合は、価格調停を行なうことになっておりますけれども、これも質疑を通じてあきらかなこととく、何らその意図が明確でないのであります。どこにでも逃げる道をつくっている。自由裁量にゆだねられた非常に広範な場合が規定されていて、つかみようがないのであります。このことは価格の調停は事実上絵にかいたもちにすぎないと言わざるを得ません。

したがって、事実上はメーカー側と全購連で不承不承に話し合った価格がそのまま強行され、現実には生かされるのは、業者間の取りきめによるカルテルが優先的に確保されてそれが実需者に押しつけられることを意味するのであります。

なお、数多くの問題がありますけれども、これらの矛盾に満ちた新法案に対し、特に以上五点にしばって反対の討論を終わります。

○森八三三 私は自由民主党を代表いたしました。ただいま議題になっております肥料価格安定等臨時措置法案に對しまして、自由、公明、民社共同の提案にかかります以下申し上げる附帯決議案を付しまして、原案に賛成の意を表するものであります。

附帯決議案を朗読いたします。

肥料価格安定等臨時措置法案附帯決議(案)

政府は、この法律の施行に當つて、特に次の事項に遺憾なきを期す

べきである。

一、肥料の内需を優先的に確保すること

二、肥料の販売価格が消費者のため従来より不利にならないこと

三、肥料工業の合理化を一段と推進し、生産の増強と生産費の低下を図ること。

以上であります。

○委員長(青田源太郎君) ほかに御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。肥料価格安定等臨時措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青田源太郎君) 多数でございます。よって本案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に討論中に述べられました森君提出の附帯決議案を議題といたします。森君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青田源太郎君) 多数でございます。よって森君提出の附帯決議案は、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたします。

○国務大臣(赤城宗徳君) ただいま可決されました附帯決議に對しまして、政府は十分尊重してまいります。

○委員長(青田源太郎君) なお、諸般の手續等につきましては、前例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認め、さより決定いたします。

○委員長(青田源太郎君) 次に、漁業災害補償法案の討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認め、さより決定いたします。

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認め、さより決定いたします。

一、政府は、共済掛金に対する負担率を引き上げるとともに、漁業共済団体の事務費に対する負担金の増額及び無事故掛金割引を実施すること。

一、政府が保険事業を実施するまでの間において、漁業共済団体の共済金及び再共済金の支払及び漁業共済基金の貸付金に不足を生じたときは、政府の財源でこれを処理すること。

一、漁業災害補償制度について、農業災害補償制度と同様の免稅措置を講ずること。

一、共済限度額を算定するに當つては、漁師の実勢を反映せしめるよう措置すること。

以上でございます。

○委員長(青田源太郎君) 本決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青田源太郎君) 全会一致でございます。よって本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたします。

○国務大臣(赤城宗徳君) ただいま御決議になりました内容につきまして、政府は、本法の実施に關し、次の事項を検討しその実現を図るべきである。

一、政府は、遅くも一兩年中に保険事業を実施すること。

○委員長(青田源太郎君) なお、諸般の手續等につきましては、先例により

委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認め、さより決定いたしました。

○委員長(青田源太郎君) 次に、林業基本法(閣法第一五一号)の討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにお述べを願います。

○高山恒雄君 時間がなかつたので私は質問をする機会がなかつたのですが、今回の基本法は、これは農業基本法と同時に発足すべき重要な法案であつたと私は思ふのです。しかも、わが国は御承知のように約七割の山間部を持ちながら、いままでの質問にも出ましたように、多くの輸入をしておるわけですから、これらは何といつても日本の林業の私は立ちおくれだと、こゝろをわざるを得ないのであります。ところが今日、また昨日からこの問題についての審議をいたしておるのですが、かかる重要法案なるがゆえに、御承知のように社会党からも民社党からも基本法の法案が提出されたのであります。

ここで一応の多くの修正をしたことについては私は認めます。しかし、いまこの林業基本法に基づいて政府がこれからやろうとされる施策について、私は質問もしたかったのでありますけれども、いろいろダブつての質問は避けて私はおつたわけですが、私の考え方は、どうも政府の今日まで出しておられるこの基本法からいっても、山間部における実態というものを、ほんとうに掌握されておるのかどうか、このこ

とを私は予算委員会でも大臣に御質問したのでありますが、私は、何といつてもこの山間部における労働力の確保をいかにするか、ここに焦点を置くべきだと思ふのです。

一つの実例を申し上げますならば、十年前に払い下げをして協業をやろうという林業計画を立てている人があります。ところが植林をするにしても、あるいはまた山の手入れをするにいたしましても、共同のつまり人員を出してその手入れができない。そうすると、あらためて雇用しなければならぬ。いわゆる日雇いを雇わなくちゃいかぬ。そうしますと、現実には千円から千二百円の金を出さなければこれを雇用することができないのです。そういう問題を一つ考えてみて、協業ができない、そのために売ってしまおうじゃないかというところ、今日現実に出ております。私は希望を申し上げますならば、もっと実態を把握していただいで、山村における労働者の要望を、いわゆるどうして確保するか、そうして国有林野の払い下げ、あるいはその他の協業、山村の自立経営ということもございましょう。けど、まずそれまでに私は打つ手は、政府は思い切ったこの山村に対する特別予算を組んで、そうしてその特別予算は、いわゆる林道の開設もございましょう。あらゆる問題でそこに金を集中して、そうして生活の安定をはかりながら、将来の三十年、五十年計画の日本の林業をどうするかということに、全力を私は尽くしてもらいたいと思ふのです。

この基本法はいま幹ができただけでございます。この葉を茂らせるのも、あるいはまた将来日本のこの輸入を減

少させるのも、私は一にしてこの基本法から発足する大計画によるものと信じてやみません。どうか、この希望意見を申し上げて、立ちおくれれております基本法には賛成いたしますが、私が述べました切望いたしますこの希望意見を取り入れて、今後の行政措置をとっていただくことをお願いしたいと思います。

○委員長(青田源太郎君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんで

か。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決にまいります。
林業基本法案を問題に供します。本案を衆議院送付案とおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」
○委員長(青田源太郎君) 全会一致でございまして、よって本案は全会一致をもって衆議院送付案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんで

か。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

「委員長退席、理事梶原茂嘉君着席」
○理事(梶原茂嘉君) これより請願の審査に入ります。

速記をとめてください。

「速記中止」

○理事(梶原茂嘉君) 速記を起こして

ください。
ただいま御相談申し上げました第一号、第四九号、第四〇八号、第七三七号、第七六七号、第七八五号、第六六号、第一一〇号、第三三六号、第四一

二号、第一〇九号、第九五五号、第九八号、第一一〇号、第一四八号、第四七五〇号、第三三二二号、第三三五四号、第三五一号、第三五三三

号、第四五九号、第四四四号、第四九四七号、第四九五号、第四九六号、第四九

一〇号、第九三八号、第一〇五九号、第一二六四号、第一三六〇号、第一四六五号、第一九四八号、第一九六二

号、第二〇六九号、第二一九八号、第二一九九号、第二六〇三三三、第二六二七号、第二六四九号、第二六七二

号、第二六九五号、第二六〇四号、第二七〇一、第二八四二二、第二八五〇号、第二八七四号、第二八八六号、第

二九八一、第二九〇六号、第三〇八二、第三一四四号、第三一九九号、第三二二二、第三三二二四、第二八八五

号、第二九〇五号、第二九六三三、第二九六二二、第三一九七号、第三二一〇号、第三〇九三三、第三一九三三、第三一〇二二、第三二二二一、第三二二七号、第三〇五五五の請願は採択することとし、議院の会議に付することにして、内閣に送付することを要するものと決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(梶原茂嘉君) 御異議ないと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

他の請願は、留保することといたします。
なお、報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(梶原茂嘉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(梶原茂嘉君) おはかりいたし
食料品総合小売市場管理法案、右の法案につきましては、閉会中も審査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本案の継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(梶原茂嘉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(梶原茂嘉君) おはかりいたし
農林水産政策に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(梶原茂嘉君) おはかりいたし
農林水産政策に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(梶原茂嘉君) おはかりいたし
農林水産政策に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(梶原茂嘉君) おはかりいたし
農林水産政策に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(梶原茂嘉君) おはかりいたし
農林水産政策に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○理事(梶原茂嘉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(梶原茂嘉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(梶原茂嘉君) この際、重ねておはかりいたします。
閉会中における地方の実情調査のための委員派遣につきましては、すべて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(梶原茂嘉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

よって、さよう決定いたしました。
本日は、これで散会いたします。
午後五時二分散会

昭和三十九年七月六日印刷

昭和三十九年七月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局